

# もしあなたが市税を滞納してしまうと

税は私たちが安心して健康な暮らしをするための原資（もと）となるものです。福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、欠くことのできない財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このため、大多数の納期限内納税者の代弁者として、「滞納は許さない」を合言葉に、市では毅然とした態度で、滞納処分（財産差押）に取り組んでいます。

## 滞納処分に 関する よくある Q & A

Q1. 事前に連絡もなく、預金を差押されました。いつ差押するか連絡はもらえないのですか？

A1. 税金は納期限内に納付いただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない人には督促状を発送します。督促状発送日から10日を経過し完納にならないときは差押しなければならぬと法律に明記されています。また督促状以外にも、催告書などにより再三納税の催告がされていると思います。市役所からの通知は必ず確認してください。なお、「いつ差押を執行します」

と連絡することはありません。

Q2. 勤務先に給与照会がきて、勤務先に滞納があることが知られてしまいました。プライバシーの侵害ではないですか？

A2. 税金を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければならず、個人情報保護法に触れることはありません。

Q3. 分割納付しているのに、給与を差押されました。なぜですか？

A3. 分割納付は、やむを得ない事情により納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産調査の結果、納税する資力が十分あると判断した場合、給与の差押や預貯金の差押、生命保険の差押などを執行することがあります。

Q4. 住宅ローンがあつて納税できません。どうしたらよいでしょうか？

A4. 納税は国民の義務であり、税金はすべての債務に優先する法律に定められています。住宅ローンがあるため納税できないというのは理由になりません。

Q5. 納期限日を過ぎて納付したため、延滞金納付書が届きました。納付しなければなりませんか？

A5. 税金は納期限内納付が原則であり、納期限内に納付している人との

公平性を保つため、延滞金は納付していただきます。なお、延滞金を納付いただけない場合も、滞納処分（財産差押）の対象となります。

## 不動産を公売します

市税の滞納処分として差押した不動産（土地・建物）を入札によって公売します。今回の公売は本市と高崎市（☎321・1225）、藤岡市（☎0274・22・1211）、富岡市（☎0274・62・1511）、藤岡行政県税事務所（☎0274・22・1442）と合同で行います。本市以外の各機関の公売の内容については、各執行機関へお問い合わせください。



過去に公売した不動産

## ●不動産公売の概要

入札 期日	11月27日(木)午後1時受付開始
場所	高崎市役所3階31会議室
その他	困取納課・困住民課に留意してある「公売広報」で詳細をご確認ください。また、市ホームページにも掲載しています。

## ●納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病氣、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税を納期ごとに納付することが困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることがあります。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

## ●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表の開設日（納期限日）には夜間窓口を開設しています。

開設日	12月1日(月)、25日(木) 2月2日(月)、 3月2日(月)
時間	午後8時まで
場所	困取納課

問合せ ▶ 困取納課収納整理係 (☎内線1084)